

第 1 期甘楽町にここ計画

(素 案)

令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度



令和 4 年 (2022 年) 3 月

甘 楽 町

社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会

目 次

●甘楽町にここ計画

計画の策定にあたって	1
------------	---

●甘楽町地域福祉計画・甘楽町地域福祉活動計画

第1章 計画策定の趣旨・目的	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
第1節 基本理念	
第2節 基本目標	
第3章 地域福祉を取り巻く現状	5
第1節 人口と世帯の変化	
第2節 周囲を取り巻く現状の変化	
第4章 施策の展開	10
第1節 具体的な取り組み	
基本目標1 楽しみながら子育てのできる環境整備	
基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	
基本目標3 すべての人がともに支え合う地域福祉	
基本目標4 いきいきと暮らせるための健康づくり	
基本目標5 みんなで支える安心の社会保障	
●甘楽町成年後見制度利用促進計画	21
●甘楽町再犯防止推進計画	24

甘 楽 町 に こ に こ 計 画

① 計画の策定にあたって

甘楽町にこにこ計画とは

今回新たに町と町社会福祉協議会により合同で策定した甘楽町地域福祉計画・甘楽町地域福祉活動計画、及び町で策定した甘楽町再犯防止推進計画、甘楽町成年後見制度利用促進計画の総称とします。

計画策定の背景

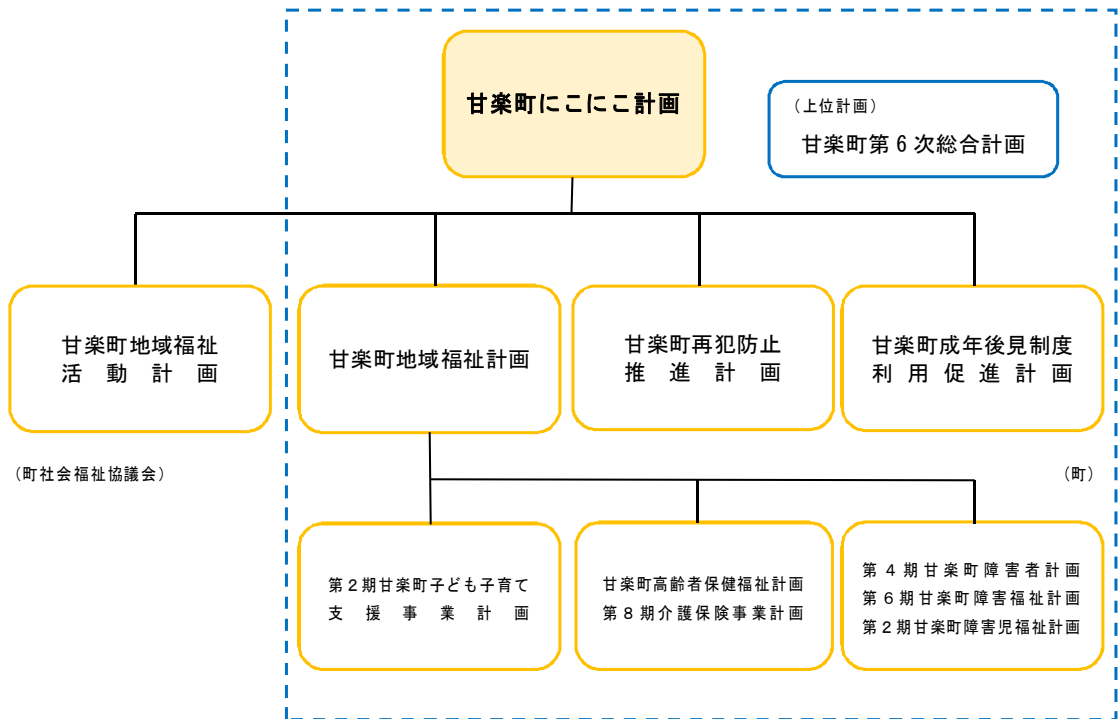
少子高齢社会の進展による人口減少や核家族の増加、生活様式（ライフスタイル）の多様化等による地域の絆の希薄化、災害の発生や新型コロナウイルスの流行による不安やストレスの増加等、地域社会を取り巻く環境の変容により、人々の抱える問題も多様化し複雑となっています。

こうした中で、一つのケースに複数の問題が絡み合っていることも少なくなく、分野別の対応では解決が難しくなっています。これらの問題を解決するためには、行政機関のみでなく、地域住民の協力が不可欠であり、地域全体で社会福祉を支えていかなければなりません。このため、地域の課題を共有し、地域共生社会の実現を目指すため計画を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、「甘楽町第6次総合計画」を上位計画とし、地域福祉推進に直接関係する「甘楽町子ども子育て支援事業計画」、「甘楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「甘楽町障害者計画・甘楽町障害福祉計画・甘楽町障害児福祉計画」と連携し、さらに「甘楽町再犯防止推進計画」及び、「甘楽町成年後見制度利用促進計画」と併せて、福祉分野の最上位計画として、甘楽町地域福祉計画・甘楽町地域福祉活動計画を合同して作成するものです。

体 系 図



計画の期間

令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度の5か年計画です。

R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
地域福祉計画 (第1期)				
地域福祉活動計画 (第1期)				
再犯防止推進計画(第1期) 成年後見制度利用促進計画(第1期)				

甘楽町地域福祉計画・甘楽町地域福祉活動計画

第1章 計画策定の趣旨・目的

●地域福祉計画とは

地域における児童、高齢者、障害者及びその他の福祉の各分野における地域生活の課題を明らかにするとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内外を含めて協議の上、目標を設定し整備していくために、自治体が策定する計画です。

国では旧来の行政による「措置」から、「地域共生社会」の実現に向けた改革を推進し、平成12年、社会福祉法により地域福祉の推進を定めました。同法第4条では、地域福祉の推進主体を「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」とし、3者が相互協力し地域福祉の推進に努めるよう定め、同法第107条で、市町村による「地域福祉計画」の策定を規定しています。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者、障害者、児童福祉等に共通して取り組む事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援の包括的体制整備に関する事項

●地域福祉活動計画とは

行政の計画である「地域福祉計画」と連携・協働し、住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の課題解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方について、社会福祉法人である社会福祉協議会が策定する計画のことです。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

『 誰もがつながり支え合う地域福祉のまち 』

第2節 基本目標

- ① 楽しみながら子育てのできる環境整備.....
- ② 高齢者が安心して暮らせるまちづくり.....
- ③ すべての人がともに支え合う地域福祉.....
- ④ いきいきと暮らせるための健康づくり.....
- ⑤ みんなで支える安心の社会保障.....

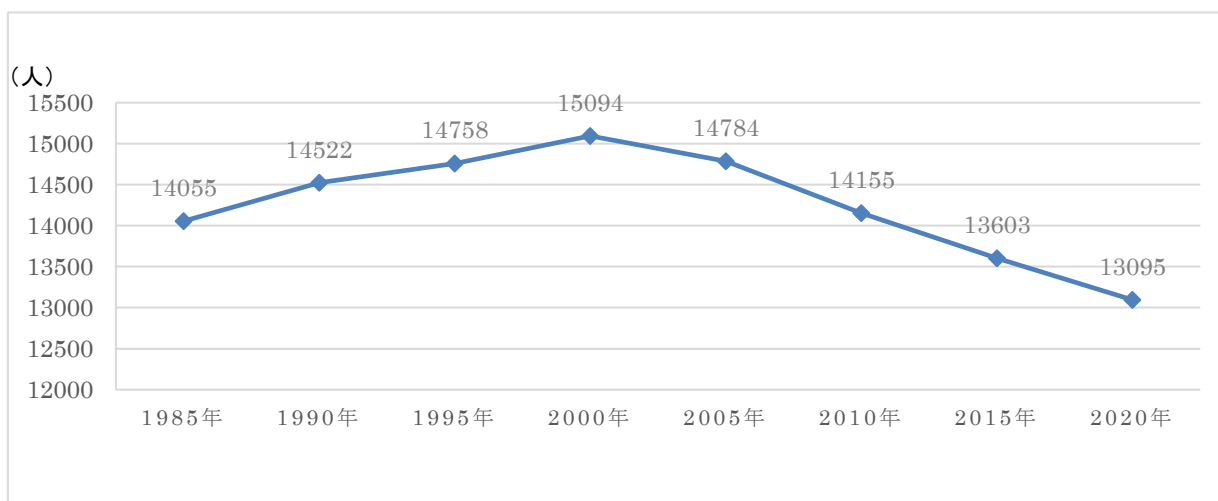
第3章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口と世帯の変化

1959（昭和34）年甘楽町発足当時の人口は15,426人でした。1970（昭和45）年ころまで減少した後は微増傾向にありましたが、1999（平成11）年以降は少子化等の影響により再び減少に転じています。

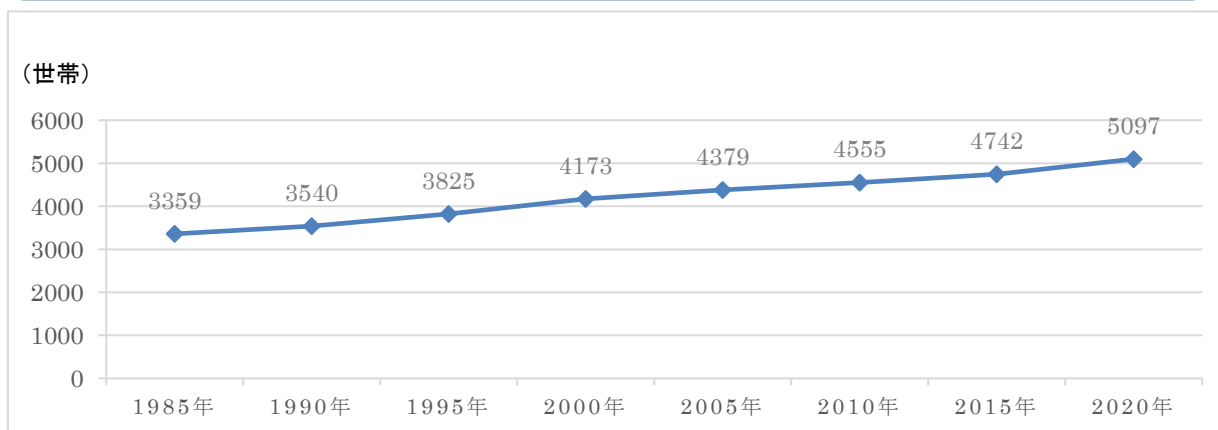
一方、世帯数は核家族化の進行に加え、住宅団地の造成やアパートの増加等の要因により増加が続いていますが、一世帯当たりの人員数は減少しています。

1 人口の推移



（資料：住民基本台帳）

2 世帯数の推移



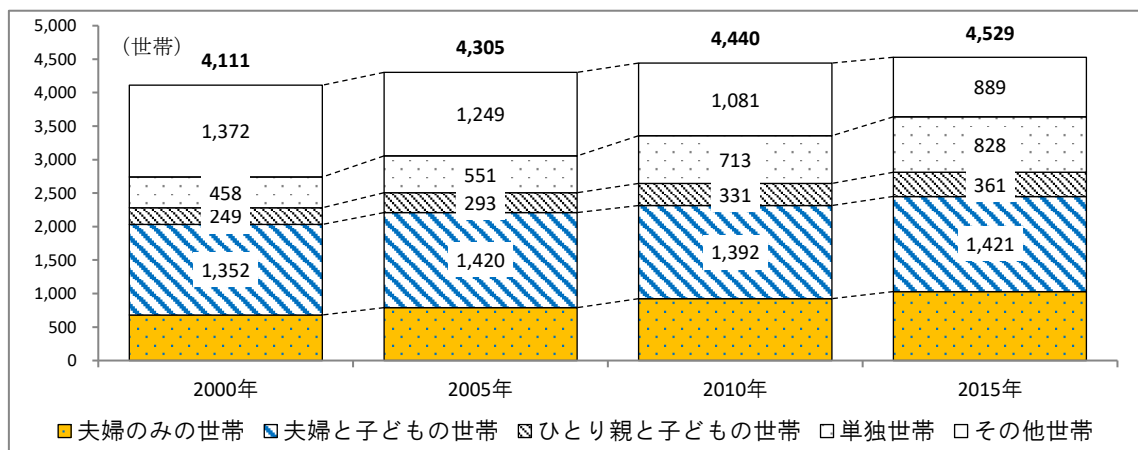
（資料：住民基本台帳）

第2節 周囲を取り巻く現状の変化

1 子育て世帯の構造の推移

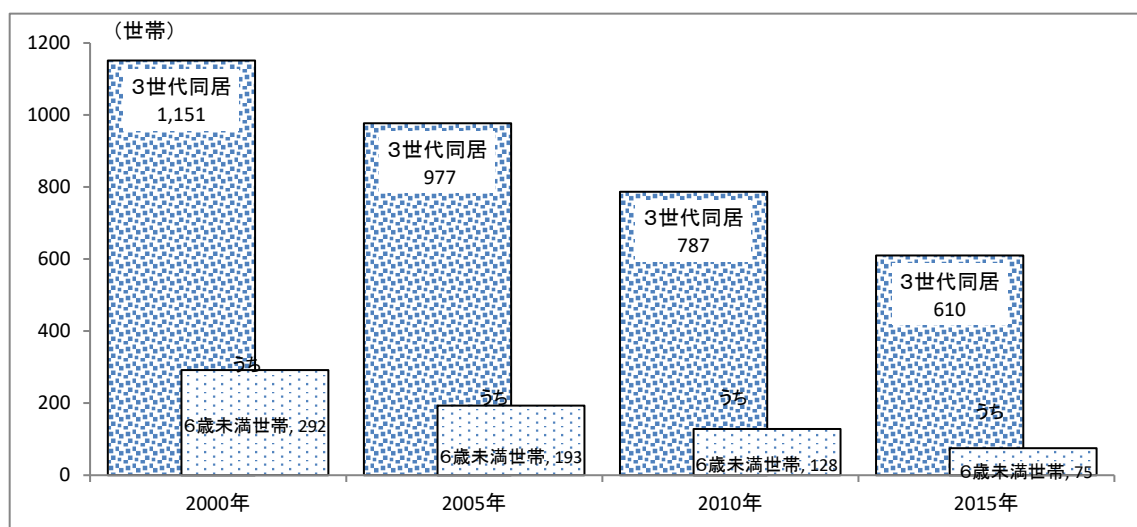
6歳未満の子どもがいる世帯、及び祖父母から孫までの3世代が同居している世帯は年々減少しており、子育て世帯においても、世帯規模は縮小傾向にあります。一方で、ひとり親世帯は増加しています。

【世帯の動向（全体）】



（資料：国勢調査）

【3世代同居世帯の動向】

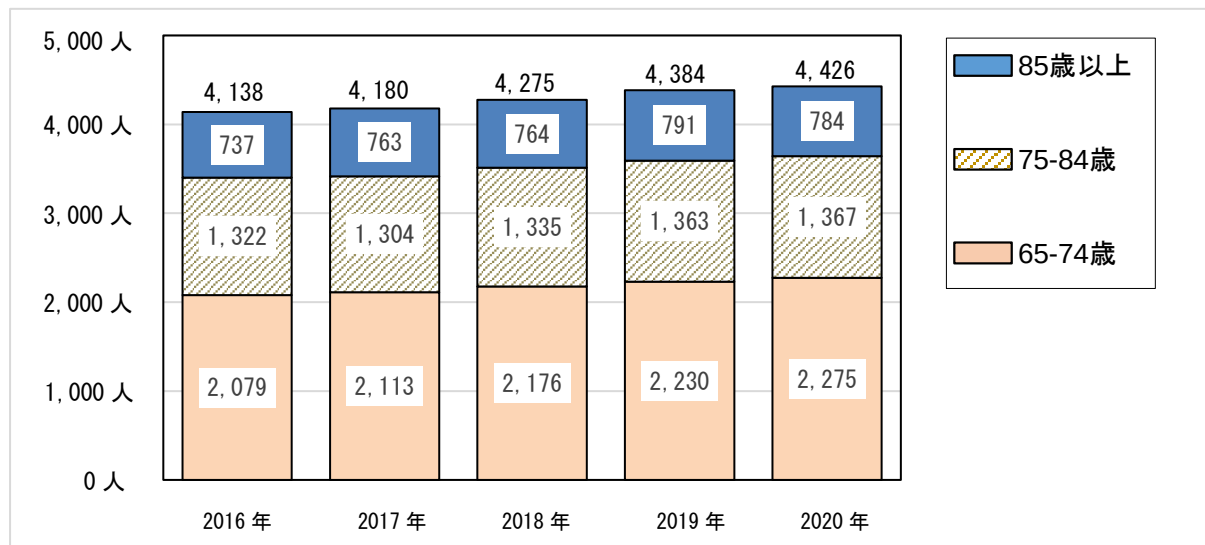


（資料：国勢調査）

2 高齢者の現状

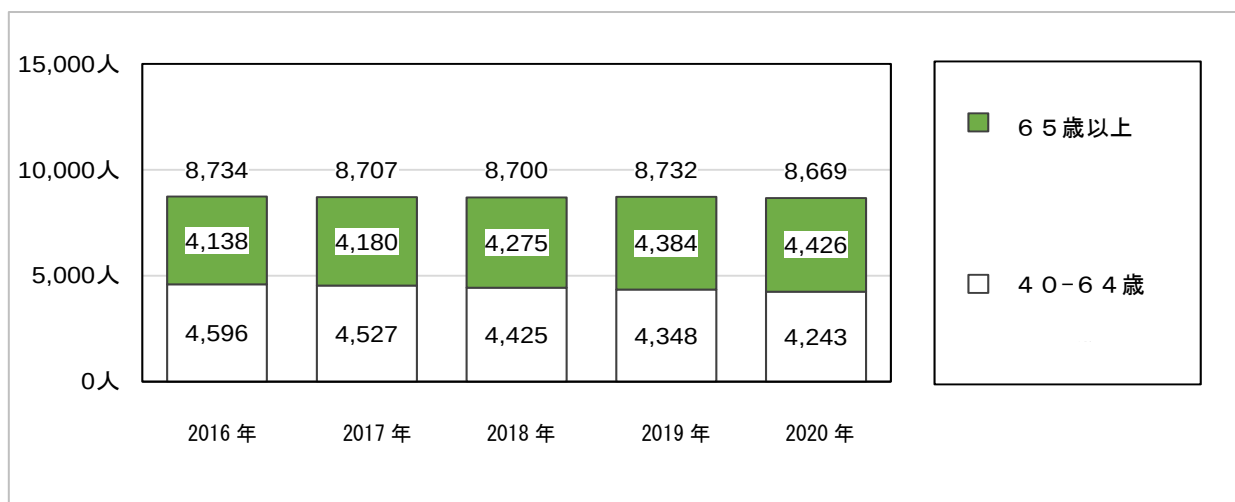
65歳以上の人口は一貫して増加しており、2020（令和2）年では4,426人、高齢人口割合（高齢化率）は34.1%となっています。

【年齢区分別の高齢者数の推移】



（資料：住民基本台帳、各年10月1日現在）

【介護保険被保険者数の推移】

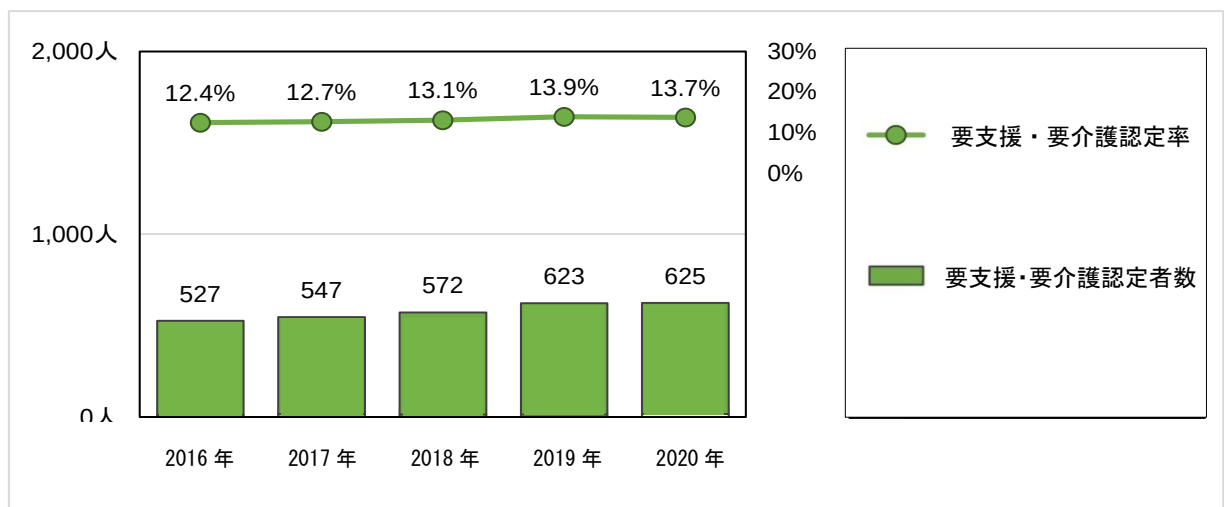


（資料：住民基本台帳、各年10月1日現在）

介護保険における本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、2020（令和2）年で625人となっています。認定率については、第1号被保険者（65歳以上）の認定率は、近年増加傾向にあり、2020（令和2）年は13.7%となっています。

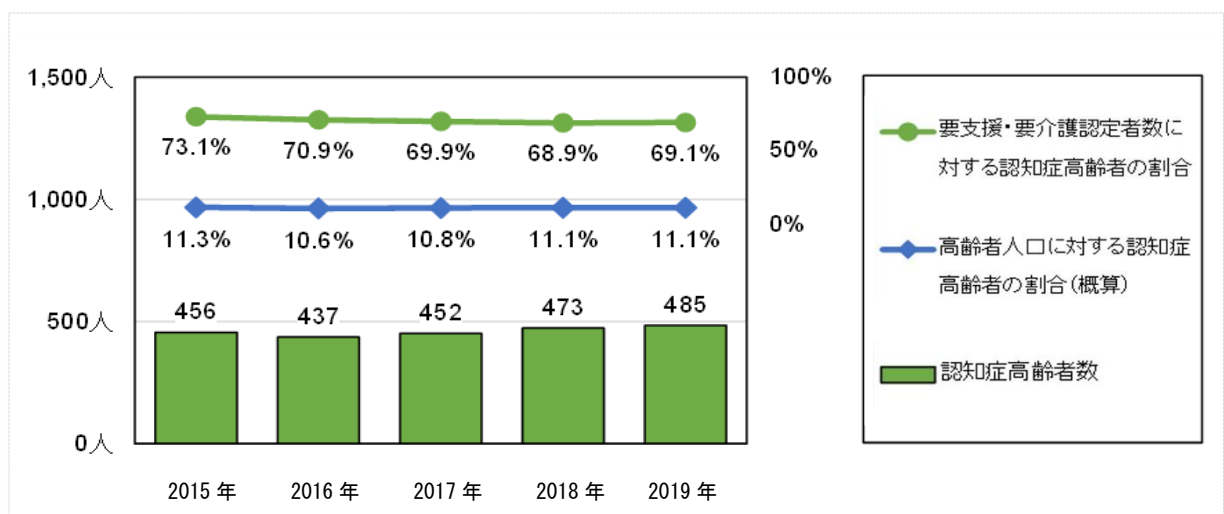
また、高齢者人口に対する認知症高齢者の割合（概算）は1割程度で推移しており、要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合をみると、2019（令和元）年では69.1%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



（資料：介護保険事業状況報告、各年9月末現在）

【認知症高齢者数の推移】



（資料：地域包括ケア「見える化」システム、各年10月末現在）

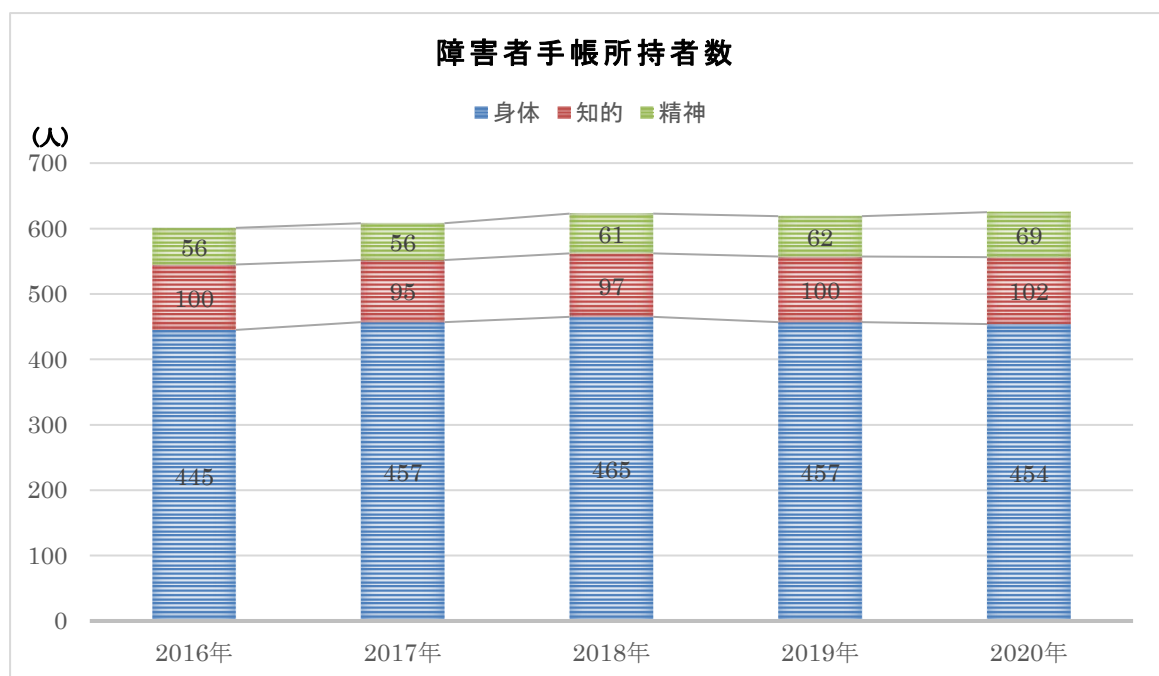
3 障害者の推移

障害者手帳の種類別にみると、身体障害者と知的障害者はほぼ横ばい、精神障害者が増加傾向にあります。本町の障害者手帳所持者数としては大きな変化は見られませんが、総人口に占める全体の割合とすると微増となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
身体障害	445	457	465	457	454
知的障害	100	95	97	100	102
精神障害	56	56	61	62	69
合 計	601	608	623	619	625
総人口	13,354	13,212	13,185	13,095	12,881
人口比	4.50%	4.60%	4.73%	4.73%	4.85%



(資料：町交付状況統計、各年度末現在)

第4章 施策の展開

第1節 具体的な取り組み

基本目標1 楽しみながら子育てのできる環境整備

- 結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消や負担の軽減を図り、安心して楽しみながら子育てできる体制づくりを実現します
- 子育ての切れ目ない支援体制や保育サービスの充実を図り、地域全体で子育て世代を支えるまちづくりを推進します

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○健診の受診や教室に参加し、疾病の早期発見や健康づくりを行いましょう ○男性も育児休暇を取得し、進んで育児を行いましょう ○子育て支援センター¹等を上手に活用し、子育ての不安や負担を軽減しましょう ○子ども会等の活動に積極的に参加し、地域での交流を図りましょう
町社協	○ひとり親家庭等へ相談支援や情報提供を行います ○学童保育所の適切な運営を行い、放課後の集団生活の学びの機会や安全な遊びの場を設け、児童の健全育成を図ります（指定管理者）²
町	○妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター³」の機能を充実させます ○不妊・不育症治療費補助を拡充します ○産後ヘルパー事業⁴を実施します ○出産祝金、三世代同居世帯子育て奨励金⁵等の拡充を図ります

¹ 子育て支援センター：育児に関する相談や情報交換等、子育て支援を目的とする機関。甘楽町では「にこにこキッズかんら」のこと

² 指定管理者制度：多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用し、住民サービスの向上と、経費の削減を図ること目的として、民間事業者も公の施設の管理を行うことができることとした制度

³ 子育て世代包括支援センター：保健師等の専門スタッフが妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う機関。甘楽町ではにこにこ甘楽内に設置

⁴ 産後ヘルパー事業：出産後に家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児支援を行うサービス

⁵ 三世代同居世帯子育て奨励金：三世代家族の形成と子育て支援を促進し、家族のきずなの再生と定住促進を図るため、親と子と孫が同居しお互いを助け合いながら生活するさん世代同居世帯に対して奨励金（商品券）を交付する制度

主 体	内 容
町	○地域の子育て家庭に対する育児支援を行います ○他市町村と協力して、ファミリーサポートセンター ⁶ による子育て支援を実施します（定住自立圏構想 ⁷ ） ○病児・病後児保育の実施や延長保育の拡充等、民間と協力して保育内容を充実させます ○町内こども園、保育園の給食費を無料とします ○第2子以降の保育料を無料とします ○放課後子ども教室と学童保育を一体化し、学校区ごとに開設します ○児童館の開設に向けた調査を実施します

基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- 高齢者がいきいきと生活し、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、健康づくりや居場所づくりを推進します
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを包括的かつ継続的に行う「地域包括ケアシステム」⁸の更なる拡充を図ります
- 介護に対する不安や問題を軽減するため、介護サービスの更なる充実と拡充を図ります

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○経験と知識を生かして、ボランティア活動や就労の機会を持ち続けましょう ○交流の機会を積極的に持ち、見守り活動に参加する等、支え合いの地域づくりに参加しましょう ○フレイル ⁹ 予防をはじめとした介護予防に取り組み、健康と体力維持のため活動的な生活を送りましょう

⁶ ファミリーサポートセンター：育児や介護を手伝ってほしい人と手伝える人の両方が会員になって助け合う制度

⁷ 定住自立圏構想：中心市と連携市町村とが相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進することを目的とする、総務省が推進する取り組み

⁸ 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと

⁹ フレイル：加齢や疾患等により、心身の機能が弱った（虚弱）状態のこと

地 域 (住 民)	○住み慣れた地域で生活が続けられるように、医療や介護サービスを上手に利用しましょう
町社協	○ボランティア活動や就労機会の情報提供等、就労に対しての支援を行います ○老人クラブ連合会の運営及び単位老人クラブを支援します ○生活支援コーディネーター¹⁰が中心となって、地域の交流の機会や生活支援体制づくりを支援します ○健康づくり、介護予防の普及を行います ○配食サービス及び生活支援サービスにおける、安否確認や見守り活動を強化し、在宅福祉サービスの充実を図ります
町	○シルバー人材センターの加入を促進し、高齢者の就労機会を確保します ○地域包括支援センター¹¹により高齢者のよろず相談に対応します ○高齢者自らが介護予防に向けた取り組みを主体的に実施できるよう支援します ○保健事業と介護予防の一体的な実施をすすめます ○認知症の人の交流や個別相談の場である認知症カフェを運営します ○緊急通報装置¹²等の貸し出しにより、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減します ○高齢者に対し、スマートフォンの購入補助、スマホ教室を実施します

¹⁰ 生活支援コーディネーター：高齢者が困っていることを見える化し、既存のサービスに繋げたり、サービスの開発を行う

¹¹ 地域包括支援センター：介護や健康等様々な相談に応じるための専門家が配置された、地域の高齢者サポートの拠点機関。甘楽町ではにこにこ甘楽内に設置

¹² 電話回線を利用し、安否確認や急病・事故などの救急通報をサポートする機械。65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方等に対して貸し出している

基本目標3 すべての人がともに支え合う地域福祉

- 人のつながりの重要性を再認識し、地域福祉に対する意識の高揚を図ります
- すべての人がお互いに理解し合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 関係機関の連携により、総合的な支援体制の整備と福祉サービスの充実を図り、子どもから高齢者まで、すべての人が支え合うまちづくりを推進します

(障害者福祉の推進)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○それぞれの障害が持つ特性について理解を深め、困った時には協力できる体制を整えましょう ○障害者優先スペースを利用しない等、日常生活の中での配慮を実践しましょう ○障害に関するマークや補助犬等の福祉制度を理解しましょう
町社協	○障害者の自力更生と社会進出を支援します ○地域活動支援センター¹³あゆみの適切な運営を行い、利用者の創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります（指定管理者） ○障害者の団体及び父母の会への運営を支援します ○ボランティア団体等の人材育成や、地域での交流を支援します ○手話教室を開催します
町	○公共施設等のユニバーサルデザイン¹⁴化を推進します ○就業機会の確保や事業所への法定雇用の周知を行います ○福祉サービスの提供により、本人と介護者の負担を軽減します ○障害就労施設等からの物品を優先的に調達します ○社会福祉法人や福祉サービス事業者等関係団体によるネットワークを強化します ○住民が障害について学ぶ機会を確保します ○他市町村と協力して、手話奉仕員養成研修を実施します。（定住自立圏構想） ○パラリンピアン¹⁵との交流等、障害者スポーツを通じ障害への理解を深めます

¹³ 地域活動支援センター：障害のある人が地域で日常生活を営めるよう活動等の機会を提供する通所施設

¹⁴ ユニバーサルデザイン：多様な人々がはじめてから利用しやすい都市や生活環境のデザイン

¹⁵ パラリンピアン：パラリンピック選手、パラリンピック出場経験者

(虐待対策)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○地域から孤立している家庭を見守りましょう ○近隣で異変を感じたら、民生委員児童委員 ¹⁶ や町の福祉係、地域包括支援センター、児童相談所等に相談しましょう
町社協	○日頃から地域と情報を共有し、早期発見につなぎます ○虐待相談に対応できる体制づくりや人材の育成に努めます ○専門機関と連携し、虐待を受けた人、虐待を行った人の双方と向き合える仕組みの構築を目指します
町	○地域や関係機関と連携し、早期発見・早期対応を図ります。また、子どもへの虐待については、要保護児童地域対策協議会 ¹⁷ を通じ、関係機関と連携して対応します ○虐待や介護、DVに関する知識の普及啓発を図り、専門職と連携し、虐待防止に取り組みます ○介護者・養育者が相談しやすい体制を整えます

(更生保護¹⁸)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○刑を終えて出所した人、家族に対する偏見や差別を無くしましょう ○更生保護に関する知識や関心を持ちましょう
町社協	○社会を明るくする運動 ¹⁹ 募金を実施し、青少年の健全育成、犯罪のない町づくり、罪を犯した人の更生事業を支援します ○保護司会・更生保護女性会 ²⁰ の活動を支援します
町	○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します ○青少年健全育成推進協議会や、社会を明るくする運動による青少年の健全育成、犯罪のない町づくり、罪を犯した人の更生事業を支援します

¹⁶ 民生委員児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、地域の相談支援を行い地域の福祉を担うボランティア。身分は非常勤地方公務員(特別職)と解される

¹⁷ 要保護児童地域対策協議会：支援や保護が必要な児童に関し、複数の関係機関で情報交換や支援内容の協議を行う場

¹⁸ 更生保護：罪を犯した人や非行少年に対し支援や指導を行い、社会での立ち直りに向け社会復帰や自立を助ける活動

¹⁹ 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動

²⁰ 更生保護女性会：地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体

主 体	内 容
町	○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します ○青少年健全育成推進協議会²¹や、社会を明るくする運動による青少年の健全育成、犯罪のない町づくり、罪を犯した人の更生事業を支援します ○更生保護サポートセンター²²の設置について、協力・支援を行います ○学校での薬物乱用防止教室開催等、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行います

（成年後見制度²³の利用促進）

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○広報資料を読んだり、研修会に参加し、必要な情報を収集しましょう ○支援の必要な人がいたら、本人や家族に、民生委員児童委員や社協、町に相談するよう伝えましょう
町社協	○成年後見制度利用促進を図るため、広報・相談、後見人支援等地域連携ネットワークの中核となる機関を目指します ○基幹社協として日常生活自立支援事業（日常的金銭管理サービスや印章・通帳・証書等預かりサービス等）の推進を図ります
町	○社協と協力し、制度の周知や相談しやすい体制を作るため、専門職と連携し、研修会や相談会を定期的に行います ○成年後見制度に携わる関係者が連携して、支援が必要な人を支える体制づくりの検討を進めます

²¹ 青少年健全育成推進協議会：青少年の健やかな成長と発達をめざす地域の育成組織。

²² 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点

²³ 成年後見制度：判断能力が不十分な人を代理し、必要な契約や財産管理を行い、本人の保護を図る制度

(地域交流の推進)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○日頃から閉じこもりがちな人にも声をかけ、地域や近所の人たちとコミュニケーションをとみましょう ○地域の行事や集いの場に積極的に参加し、誰もが参加しやすくなるような工夫を話し合ってみましょう ○一人ひとりが「自分だったら」「家族だったら」「友人だったら」と考え行動しましょう ○デマンドタクシー²⁴に登録して外出に活用しましょう
町社協	○社会的孤立の防止、生きがいづくり・健康保持等のために住民が交流する居場所や新たな居場所の創設を支援します ○地域課題の発掘や、高齢者が孤立することなく安心して暮らせる地域づくりのため、おたっしや会²⁵や多様な居場所を支援します ○地域の協力者を見つけ、生活支援サポーター²⁶（かんら支え愛隊）の養成を行います ○地域住民で構成する生活支援体制整備事業協議体²⁷が、地域の御用聞きとして、より身近なものと感じられるよう活動を支援します
町	○多様な集いの場づくりや、活動を支援します ○デマンドタクシーを運行し、高齢者の外出を支援します ○課をまたいだ情報共有を図り、包括的な支援体制を整備します

(ボランティア活動の推進)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○行政区等の役員を引き受けたり、地区の行事に携わる等、積極的に地域に関わりましょう ○行政区（組）に入りやすい雰囲気をつくり、未加入の人や転入者に声をかけて誘いましょう ○自分の知識や技術を活かしたり、自分の興味のあること等、身近なことから始められるボランティア活動やNPO活動に参加しましょう

²⁴ デマンドタクシー：利用者からの予約を受けて時刻表に基づいて出発したタクシーが自宅付近の指定場所まで迎えに行き、利用者を巡回しながら相乗りをして目的地まで運行する

²⁵ おたっしや会：介護保険法の地域支援事業として地域介護予防活動を行う団体をいう。高齢者が住み慣れた地域社会で孤立することなく安心して暮らし続けることを目的としている

²⁶ 生活支援サポーター：買物やゴミ出しなど、高齢者のちょっとした困りごとを支援、見守り活動を行うボランティア

²⁷ 生活支援体制整備事業協議体：地域に支え合いの輪を広げていくために、地域住民同士で支え合い活動を協議する場

主 体	内 容
町社協	○ボランティアセンター機能の充実・強化を図ります ○災害ボランティアの養成等各種研修会を開催します ○共同募金運動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）の寄付金を財源とし、地域福祉活動やボランティア活動を推進します
町	○介護予防サポーターや認知症サポーター、傾聴ボランティアの育成と、活動支援を行います

（制度の狭間～誰も取り残さない支援）

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○就労に関する情報を収集しましょう ○就労に必要な研修や訓練を受け、スキルアップを図りましょう ○誰もが参加できるふれあい食堂を利用しましょう ○近隣のちょっとした変化に気づいたら声をかけ、気になることがあったら民生委員児童委員や町の窓口等に相談しましょう
町社協	○高齢者、障害者等それぞれの分野から就労に向けた支援を行うため、関係機関との連携を強化します ○就労的活動支援コーディネーター²⁸の設置を目指します ○生活困窮者自立相談支援事業²⁹の推進を図り、生活支援及び就労支援等行います ○住居のない人、住居を失う恐れのある人への相談支援や、住居確保給付金等制度の情報提供を行います ○多様な相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行います ○心配ごと相談所を開催します（月2回） ○ふくし総合相談支援事業の推進を図ります ○ひきこもりやヤングケアラー³⁰等の、見えないニーズの発掘に努めます ○支援機関の紹介や各種サービスの情報提供を行います
町	○各種相談窓口の周知を行い、生活支援に関する情報を提供します ○無料塾³¹への協力等学習支援を行います ○支援が必要な人を把握し、相談支援体制を整備します ○誰もが参加できるふれあい食堂³²の支援により、孤食を解消します

²⁸ 就労的活動支援コーディネーター：高齢者の就労や就労的活動のお手伝いをコーディネートする人。本人の希望や特性にあった活動の場を提供することで、社会参加を促進する

²⁹ 生活困窮者自立相談支援：社会福祉協議会が実施している仕事やお金、住まい等生活上の困難を抱えた人の支援を行う事業

³⁰ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと

³¹ 無料塾：経済的に困難を抱える家庭の児童・生徒に対して、授業料・入会金無料で実施している学習支援

³² ふれあい食堂：食を通じた地域の居場所。甘楽町では原則第4土曜日に開催、誰でも参加可能

(他分野との連携)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○甘楽町安全安心メール ³³ 、公式 LINE アカウントを登録しましょう ○防災訓練・防犯活動に参加しましょう ○地域の避難場所を確認しておきましょう ○日頃から非常袋の準備をしておき、早めの避難を心がけましょう
町社協	○複合的課題を抱える人を支援するため、他業種・他分野との連携を図り、福祉教育や啓発活動を行います
町	○住民参加の防災訓練を実施します ○甘楽町安全安心メール、公式 LINE アカウント登録の周知を行います ○避難時に支援を必要とする要援護者を把握し、避難行動要支援者名簿の作成、更新を行います。また、併せて個別避難計画を策定します

基本目標 4 いきいきと暮らせるための健康づくり

- 誰もが健康でいきいきと暮らせるために、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを支援します
- 健康寿命の延伸を目指し健やかで活力あるまちづくりを推進します

(健康づくり)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○食生活の改善や適切な運動を心がけましょう ○定期的健診を受診し、疾病の早期発見に努めましょう ○健康教室等に参加し、健康に関する意識を高めましょう ○いつまでも自分の歯で食べられるよう、健康な歯を保ちましょう
町社協	○ミニデイサービス ³⁴ やグラウンドゴルフ大会等を実施し、健康づくりや介護予防の普及に努めます
町	○体やこころの健康について定期相談を実施します ○ライフスタイルに合わせた健診体制を整備します ○受診結果に関する個別の相談体制を整備します ○電話健康相談を周知し、更なる充実を図ります(定住自立圏構想)

³³ 甘楽町安全安心メール:町の火災・防災・防犯及び地域の情報について、利用登録者へメールでお知らせするサービス

³⁴ ミニデイサービス:通所介護(デイサービス)を利用するほどではないが、健康面で不安のある人や、日中独居の人の交流の場

(自殺対策)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○困りごとがあったら、一人で悩まずに誰かに相談しましょう ○自殺の危険を示すサインに気づいたら、話を聴いて見守りながら、必要な相談・支援機関につなぎましょう
町社協	○生活困窮者等に対する相談支援を強化します ○支援機関の紹介や生活福祉資金貸付事業、他制度の情報提供等を行います
町	○地域におけるネットワークを強化します ○自殺に関する正しい知識の普及や相談先の周知を行います ○ゲートキーパー ³⁵ の養成を推進します ○居場所づくりや遺された人への支援等「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行います ○児童生徒に「ＳＯＳの出し方に関する教育」を行います ○こころの体温計 ³⁶ によるメンタルヘルス診断の周知を行います

基本目標５ みんなで支える安心の社会保障

- 医療保険事業を着実に実施するため、保険資格の適正化や安定した保険財政運営を図ります
- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療保険制度の充実を図ります
- 子育て家庭の医療費負担軽減等の、経済的支援の拡充を図ります

(役場内の全庁的な体制整備)

主 体	内 容
地 域 (住 民)	○重複服薬につながる重複受診・頻回受診を無くし、適切に受診しましょう ○保険証の変更があった時は、決められた期間内に届け出をしましょう ○社会保障制度の安定のため、社会保険料（税）をきちんと納めましょう

³⁵ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を計ることができる人のこと。命の門番

³⁶ こころの体温計：パソコンやスマートフォンから、健康状態や人間関係などの質問に回答し、気軽にメンタルヘルスチェックができるシステム

町	○疾病予防を推進し、医療費の削減に努めます ○福祉医療費制度を活用し、真に支援が必要な方の経済的負担を軽減します ○マイナンバーカードの交付普及率を向上させ、マイナンバーを利用したワンストップサービスにより、申請手続等を簡素化します ○納税相談、指導を推進し、保険税の収納率を向上させます
---	---

甘楽町成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利を守るために、財産の管理や介護、福祉サービスの利用に関する手続き等を、ご本人の代わりに支援する制度です。しかし、これらの人たちを支える重要な手段にも関わらず、制度が十分に活用されていない現状があります。

こうしたことから、2016（平成 28）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）」が施行され、同法律に基づき、2017（平成 29）年 3 月に「成年後見制度利用促進計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。基本計画では市町村の役割として、国の計画を勘案した制度の利用の促進に関する施策について定めるとされています。

これを受け、地域共生社会の実現と制度利用を必要とする人を包括的に支援するために「甘楽町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、利用促進法の第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画に位置づけます。

また計画の期間については「第 1 次甘楽町地域福祉計画」と同じ設定とし、あわせて進捗管理を行います。

3 現状と課題

高齢者や要介護者の増加に合わせて、認知症高齢者や高齢者世帯の増加することが見込まれます。また、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付数も増加傾向を示し、

制度の必要性は確実に高まっていくことが予想されます。

成年後見制度は、すべての人が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、本人の権利を守る重要な役割を担うものであることから、この取り組みを進める必要があります。

4 具体的な取組

◆周知・啓発

広報やパンフレットの作成、住民や関係機関を対象とした研修会やセミナーを開催し、制度の理解を促し、必要な人に利用されるよう周知・啓発を図ります。

◆相談・対応体制の整備

地域包括支援センターや社会福祉協議会等の相談窓口が利用しやすいよう体制を整え、制度の必要性を判断し、早期に具体的な支援につなぎます。

◆地域連携ネットワークづくり

保健・福祉・医療・司法を含めた連携体制を作り、地域において支援が必要な人の把握や、本人の意思決定や身上保護を重視し、任意後見、補助・保佐の活用も含めた制度の運用ができるよう体制を整備します。

◆中核機関³⁷の設置

地域連携ネットワークの整備や協議会を適切に運営するための機関として中核機関を設置します。主な業務として、(1) 周知・啓発、(2) 相談対応、(3) 地域連携ネットワークづくりのほか、以下の機能を担います。

(1) 協議会の設置・運営

司法の専門家や家庭裁判所、高齢者、障害者等の担当課、地区組織の代表者等関係機関で協議会を組織し、ケースや地域課題の検討・調整・解決に向け協議します。

³⁷ 中核機関：成年後見制度利用を促すため、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関

(2) 申立支援業務

必要に応じて申立者の申立事務の支援をします。首長申立の際は申立事務を行います。受任者の調整が適宜行えるように候補者の名簿を作成します。

(3) 担い手の育成・活動支援事業

町民による後見人や法人後見の育成及び活動を支援します。

(4) 後見人の支援

親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われているか確認します。

(5) 意思決定支援の推進

利用者がメリットを実感できる制度の運用ができるように「意思決定支援ガイドライン³⁸」の普及・啓発を図ります。

(6) 成年後見制度利用支援事業

本人等の財産の状況により、必要があると認められた場合は、審査請求費用や後見人への報酬を町が助成します。

(7) 日常生活自立支援事業との連携

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度等の利用が適当な場合の制度への円滑な移行を社会福祉協議会と連携して推進します。

³⁸ 意思決定支援ガイドライン：認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の意思を尊重した質の高いサービス提供をするため、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点をまとめたもの

1 計画策定の趣旨・目的

近年、刑法犯の検挙件数が全国的に減少する一方、再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）は増加しており、「再犯防止」が課題となっています。

犯罪をした人の中には、高齢で身寄りがない、仕事や住居がない等、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人も多く、刑事司法手続きを離れた後も、継続的な支援が必要と考えられます。

町では、本計画を策定し、それに基づき過去に犯罪や非行があった人たちが、孤立することなく円滑に社会復帰できる環境を整え、再犯を防止することにより、安全で安心な社会の構築に取り組みます。

2 計画の位置付け

犯罪をした人たちへの施策として、国では、「再犯の防止等の推進に関する法律（2016（平成28）年法律第104号、以下再犯防止推進法）」を制定し、群馬県では2019年（平成31年）に「群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として位置づけられるものです。

【再犯の防止等の推進に関する法律 第8条（抜粋）】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努め、これを公表するよう努めなければならない

3 対 象

再犯防止推進法第2条1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

4 具体的な取組

社会復帰への支援

◆現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職の状態となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いていた人と比べて約3倍であり、再犯リスクが高いことがわかっています。

犯罪をした人等の中には、求職活動が円滑に進まず、雇用に結びつかない等の状況が少なからずあり、社会復帰への課題となっています。

◆主な取組

(1) 就労相談・支援等の充実

公共職業安定所（ハローワーク）や事業主会等との連携を強化し、本人の意向や適性等を踏まえた支援を行い、就労の促進に努めます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業をはじめとした各種支援につながります。

(2) 医療・福祉サービスの利用促進

高齢や障害、依存症等により保健医療や福祉サービスが必要な場合には、関係機関・団体と連携し、適切な医療・サービスにつなげることにより、地域での生活が可能となるように支援します。

関係団体との連携強化と活動支援

◆現状と課題

再犯の防止等に関する施策については、犯罪をした人に対し、地域において指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援する更生保護女性会等の協力により支えられてきました。しかしながら、保護司の高齢化や協力団体の会員数の減少等があり、今後も必要な人員を確保し、体制を維持することが重要です。

◆主な取組

(1) 更生保護事業の支援

富岡甘楽地域の更生保護事業の拠点である「富岡甘楽更生保護サポートセンター」運営等の補助や、会議等に必要な場所を提供します。保護司会・更生保護女

性会等との連携を強化し、その活動を支援することにより、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と、円滑な社会復帰を促進します。

（２）人材確保への支援

保護司及び更生保護女性会員等を安定的に確保するため、活動やその意義について積極的に周知・広報を行います。また、更生保護活動の功績が顕著な人や団体を表彰し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。

（３）薬物乱用防止キャンペーン

薬物の乱用は健康上の問題だけではなく、各種犯罪の誘因にもつながります。町では県や薬物乱用防止指導員らと連携し、街頭での広報活動や、学校での薬物乱用防止教室開催により、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く啓発し、その根絶を図ります。

犯罪抑止の環境づくり

◆現状と課題

防犯に関する環境整備や地域の活動は、犯罪抑止機能が向上し、犯罪の起こりにくいまちづくりにもつながると考えられます。防犯灯の設置やパトロール等を推進し、安全で安心な環境づくりを推進することが重要です。

◆主な取組

（１）防犯灯・防犯カメラの設置

人々が安心して暮らすため、地域と連携し防犯灯を設置します。また、町内の要所に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ環境を整えます。

（２）防犯パトロールの実施

防犯協会や交通指導隊、青少年健全育成推進協議会等と連携し、防犯パトロールを実施することにより、地域の防犯意識を高め、潜在的犯罪を抑止します。

（３）社会を明るくする運動

社会を明るくする運動募金を実施し、青少年の健全育成、犯罪のない町づくり、罪を犯した人の更生事業を支援します。

また、７月の強調月間において、運動を周知するイベント等を行います。地域の理解促進を図り、刑を終えて出所した人、家族に対する偏見や差別を無くします。

用 語 解 説

アイウエオ順

意思決定支援 ガイドライン	認知症、知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な人の意思を尊重した質の高いサービス提供をするため、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点をまとめたもの
おたっしや会	介護保険法の地域支援事業として地域介護予防活動を行う団体をいう。高齢者が住み慣れた地域社会で孤立することなく安心して暮らし続けることを目的としている
甘楽町安全安心 メール	町の火災・防災・防犯及び地域の情報について、利用登録者平成電子メールでお知らせするサービス
緊急通報装置	電話回線を利用し、安否確認や急病・事故などの救急通報をサポートする機械。65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方等に対して貸し出している
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を計ることができる人のこと。命の門番
更生保護	罪を犯した人や非行少年に対し支援や指導を行い、社会での立ち直りに向け社会復帰や自立を助ける活動
更生保護サポ ートセンター	保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体
こころの体温計	パソコンやスマートフォンから、健康状態や人間関係などの質問に回答し、気軽にメンタルヘルスチェックができるシステム
子育て支援センタ ー	育児に関する相談や情報交換等、子育て支援を目的とする機関。甘楽町では「にこにこキッズかんら」のこと
子育て世代包括 支援センター	保健師等の専門スタッフが妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う機関。甘楽町ではにこにこ甘楽内に設置

産後ヘルパー事業	出産後に家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児支援を行うサービス
三世代同居世帯子育て奨励金	三世代家族の形成と子育て支援を促進し、家族のきずなの再生と定住促進を図るため、親と子と孫が同居しお互いを助け合いながら生活するさん世代同居世帯に対して奨励金(商品券)を交付する制度
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用し、住民サービスの向上と、経費の削減を図ること目的として、民間事業者も公の施設の管理を行うことができることとした制度
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動
就労的活動支援コーディネーター	高齢者の就労や就労的活動のお手伝いをコーディネートする人。本人の希望や特性にあった活動の場を提供することで、社会参加を促進する
生活困窮者自立相談支援	社会福祉協議会が実施している仕事やお金、住まい等生活上の困難を抱えた人の支援を行う事業
生活支援コーディネーター	高齢者が困っていることを見える化し、既存のサービスに繋げたり、サービスの開発を行う
生活支援サポーター	買物やゴミ出しなど、高齢者のちょっとした困りごとを支援し見守る事業を行う協力者
生活支援体制整備協議体	地域に支えあいの輪を広げていくために、地域住民同士で支えあう場
青少年健全育成推進協議会	青少年の健やかな成長と発達をめざす地域の育成組織。
成年後見制度	判断能力が不十分な人を代理し、必要な契約や財産管理を行い、本人の保護を図る制度

地域活動支援センター	障害のある人が地域で日常生活を営めるよう活動等の機会を提供する通所施設
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと
地域包括支援センター	介護や健康等様々な相談に応じるための専門家が配置された、地域の高齢者サポートの拠点機関。甘楽町ではにこにこ甘楽内に設置
中核機関	成年後見制度利用を促すため、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関
定住自立圏構想	中心市と連携市町村とが相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進することを目的とする、総務省が推進する取り組み
デマンドタクシー	利用者からの予約を受けて時刻表に基づいて出発したタクシーが自宅付近の指定場所まで迎えに行き、利用者を巡回しながら相乗りをして目的地まで運行する
パラリンピアン	パラリンピック選手、パラリンピック出場経験者
ファミリーサポートセンター	育児や介護を手伝ってほしい人と手伝える人の両方が会員になって助け合う制度
ふれあい食堂	食を通じた地域の居場所。甘楽町では原則第4土曜日に開催、誰でも参加可能
フレイル	加齢や疾患等により、心身の機能が弱った(虚弱)状態のこと
ミニデイサービス	通所介護(デイサービス)を利用するほどではないが、健康面で不安のある人や、日中独居の人の交流の場

民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の相談支援を行い地域の福祉を担うボランティア。身分は非常勤地方公務員(特別職)と解される
無料塾	経済的に困難を抱える家庭の児童・生徒に対して、授業料・入会金無料で実施している学習支援
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと
ユニバーサルデザイン	多様な人々がはじめてから利用しやすい都市や生活環境のデザイン
要保護児童地域対策協議会	支援や保護が必要な児童に関し、複数の関係機関で情報交換や支援内容の協議を行う場